

以下の通り回答させていただきます。

1. 大阪府連に確認したところその様に答えた職員は確認できませんでした。

答えた職員の氏名を求めます。これはこちらからの質問ですので必ず答えてください。

2. 府連で特に問題と指摘されない事項であれば、支部規約に定めのないことは、役員会で設置できます。

今回の党紀委員会の協議は、役員会で協議することも可能ですが、佐藤ゆかり選挙区支部長代行は正式な支部役員会のメンバーでないため、重要なことですので、佐藤ゆかり氏にも参加いただきたく（結果欠席でしたが）党紀委員会を設置しましたが、その都度設置をしたことを全黨員に通知はしていません。支部黨員は1000名近くいますので、間接民主主義で運営しています。

貴殿が支部に多額の寄付をしていただけるのであれば、手間はかかりますが、毎回直接民主主義で行ってもいいですが。

市議会でも全市民を対象に審議は行いません。特別委員会等の設置も、設置後、議会報等で市民に通知します。これが間接民主主義です。

この党紀委員会の設置がいけないと言うのであれば、貴方の忠告に従い、今後前田、長友議員の問題は、広義に行わないで、役員会ですべて行うようにいたします。代理弁護士としてご提案いただき有難うございます。手間が省けます。

3. 長友議員を支部除名した理由は複数ありますが、この回答は公表しますのでここでの説明は控えさせていただきます。知りたいのであれば貴殿が事務所までお越し下さればお教えいたします。
4. 貴殿は、前田、長友議員の代理弁護士とのことですが、両名はこれにサインしておられません。

また佐藤ゆかり氏の黨員には、党本部が定めたルール（家族黨員は、同一世帯に同一性の一般黨員1名が必要）に反した黨員が多数おられます。支部大会に参加する資格のない黨員に案内を出せませんので、2月の役員会において、黨員の資格を精査したのち支部大会を開くこととしています。このことは支部のfacebookでも報告しています。全黨員に通知をしろというのであれば、貴殿が支部に寄付をしていただければ全黨員にお出しします。

添付の名簿は一部ですがこの様な家族黨員が佐藤ゆかり氏の黨員名

2-3

簿に多数あります。参考のために交野支部から枚方支部に送付された文面もお届けします。

貴殿はどの様に思いますか、お答えを求めます。